

能代市立二ツ井中学校いじめ防止等基本方針

令和8年4月
能代市立二ツ井中学校

○ 基本方針

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。とりわけ、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく必要がある。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題克服のために

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめ未然防止のために【規律・学力・自己有用感】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通し

た予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

① 確かな学力の定着と向上

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・授業改善の工夫 | 学習ルールの形成、学習時の活用、支援の工夫 |
| ・学び合いの場の設定 | 場の設定、参加態度の形成、発表力の育成 |
| ・学習習慣の支援 | 補充方法の工夫、家庭学習の支援、学習相談 |
| ・職員研修の実践 | 授業研究会、能山研の活用、小中連携 |

② 思いやりの心の育成

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・自他尊重の態度の育成 | 体験学習、学校行事、部活動 |
| ・個の理解と受容 | 生活ノート、声かけ、教育相談 |
| ・生活習慣の形成 | 生活スタイル、生活ノート、教育相談 |
| ・規範意識の向上 | 学校生活、学年学級生活、社会生活 |

③ 学校生活の充実

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・学校生活の向上 | 集団生活、仲間づくり、向上意欲 |
| ・活動の理解 | 活動のねらい、責任と協力、改善工夫 |
| ・個の居場所づくり | 個の理解、支援の在り方、活動分担 |
| ・充実感の体得 | 所属感、達成感、活動成果 |

④ 安心安全な生活

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・情報モラルの向上 | 情報機器の特性、活用のルール、事例研究 |
| ・防災意識の向上 | 避難行動、生命の確保、避難所支援 |
| ・安全意識の育成 | 校内生活、校外生活、登下校 |
| ・健康教育の実践 | 心の健康、生活改善、疾病予防 |

(3) いじめ早期発見のために【ささいな変化・情報の共有・速やかな対応】

信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

① 日々の観察（生徒がいるところには、教職員がいる）

- ・「学校における生徒指導のための共通実践事項」（学校教育の指針）
- ・「生徒指導共通実践マニュアル」の活用
- ・生活アンケートや生活ノート等の活用（人間関係の把握）

② 信頼関係の構築

- ・日常生活の中での教職員の声かけ
- ・生活ノートの活用（コメントのやり取りから生まれる信頼関係）

③ 教育相談（気軽に相談できる環境づくり）

- ・定期的な教育相談の実施
- ・心の教室相談員、スクールカウンセラーの活用

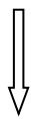
④ 定期的ないじめ実態調査アンケート

(4) いじめに対する措置【速やかに止めることを最優先】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒たちの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組

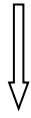
織的に対応することが重要である。

いじめ情報のキャッチ



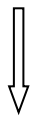
- 「生徒指導部会」「いじめ対策委員会」の開催。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間等)

正確な実態把握



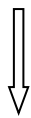
- 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定



- 指導のねらい、方針を明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援



- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- 明日からの居場所づくり絆づくりの環境設定を行う。
- カウンセラー等の活用にも含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめ発見時の緊急対応

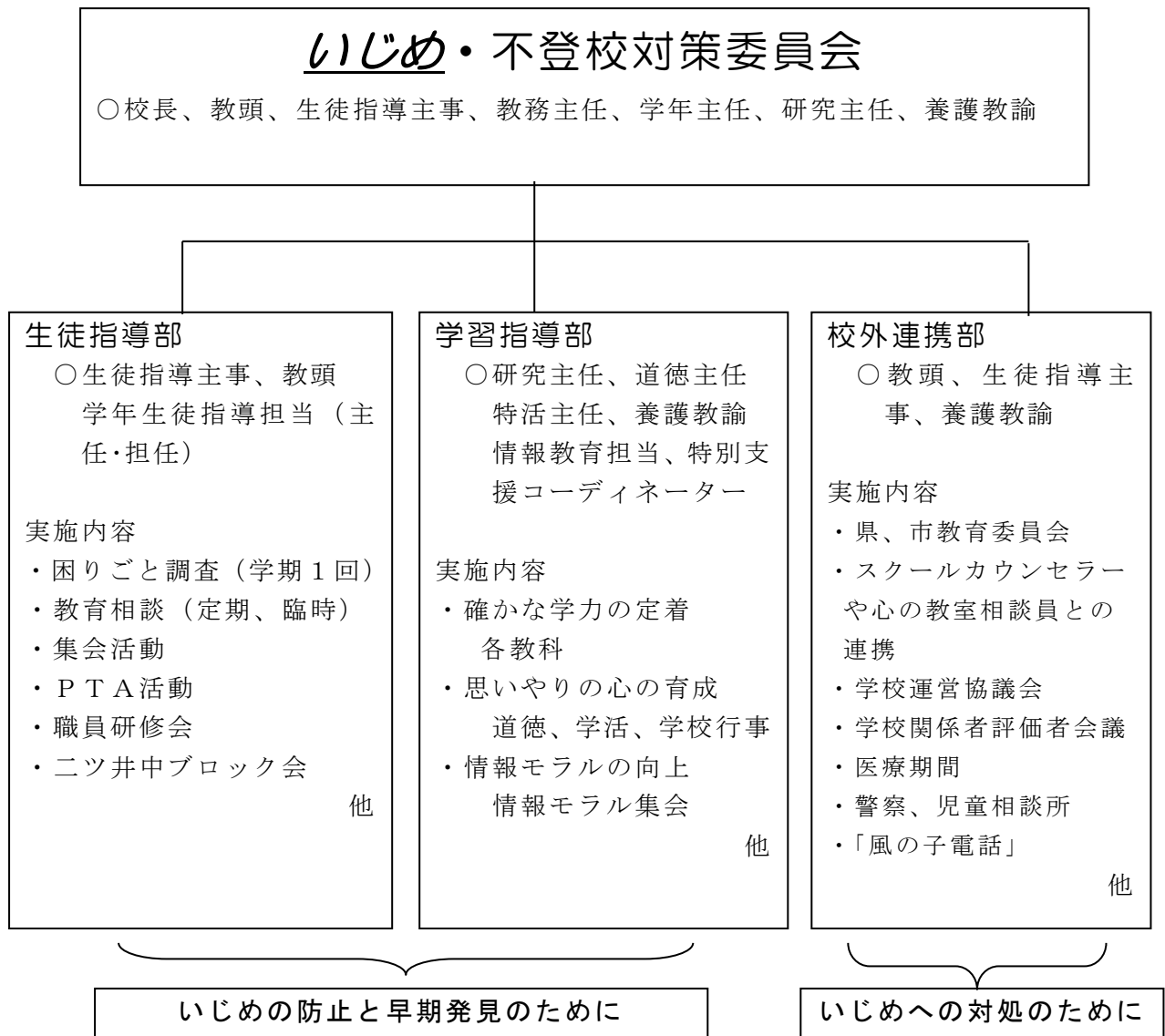
- ※ 発見教職員がいじめをやめさせる。その時にその場でいじめをやめさせ、適切な指導を行う。
- ※ 事情を聞き、いじめに関わる情報を収集
- ※ 速やかに管理職に報告すると共に、チームで正確な事実関係を把握し対応する。

(5) 家庭、地域、関係機関との連携

- ① P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等の活用（学校の取り組みについての定期的協議）
- ② 各種体験活動や校内行事での地域との連携（いじめ未然防止のための生徒と大人との関わり）
- ③ 警察や児童相談所、主任児童民生委員、学校担当保護司との適切な連携
- ④ 能代市郊外生活指導協議会（二ツ井中ブロック会）

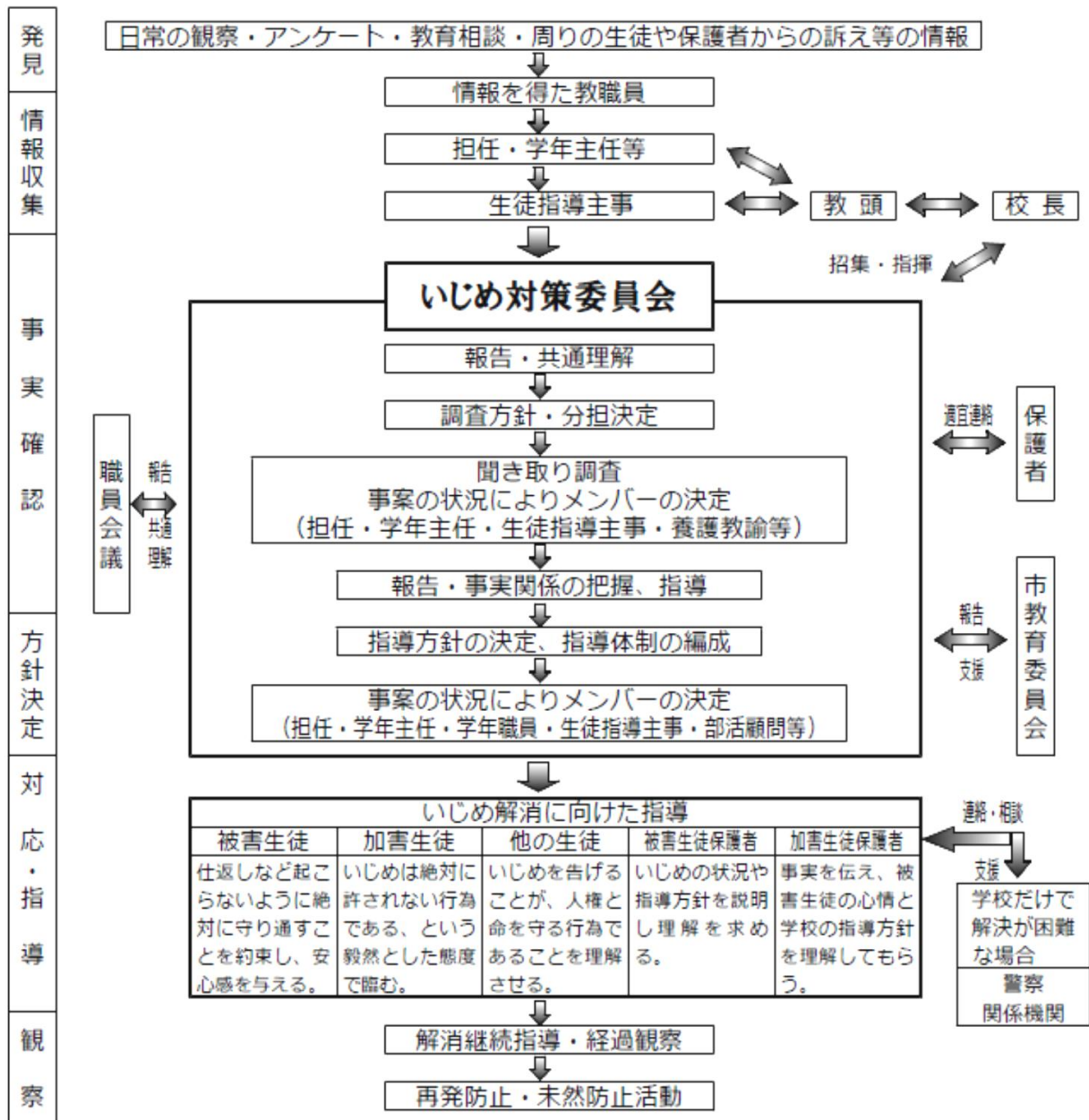
2 いじめ防止等のための本校の具体的な取組

(1) 組織図及び実施内容



(2) 対処マニュアル（即時対応、チーム対応）

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



- ※ 事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ※ いじめが重大な場合や双方にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分検討協議し、慎重に対応する。

※ 生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教委との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害生徒及び加害生徒の今後について協議する。

令和7年度の取組の結果、本校におけるいじめの報告はありませんでした。